

速報版：2014 年度税制改革の概要

昨日 10 月 31 日早朝、上院は 2014 年度税制改革案を可決し、同日、差し戻された下院も通過しました。これを受け 2014 年度税制改革の内容が確定しました。

法人税・個人所得税

- 法人税率据え置き 30%
- 会社の配当に対する源泉課税 10%
- 労働者利益分配金計算方法の所得税計算方法の同一化（欠損金の繰越は除外）
- 労働者に対する非課税の厚生費用の 47%否認経費
- マキラドーラのセーフ・ハーバーの課税標準は、資産の 6.9%か費用の 6.5%のみ
- マキラドーラ 100%の輸出義務
- 個人所得税率：年収 50 万ペソまで 30%、75 万ペソまで 31%、100 万ペソまで 32%、300 万ペソまで 34%、300 万ペソ以上の最高税率 35%
- 個人の株式の売買による所得に対する分離課税 10%
- 個人所得の控除所額上限設定：\$93,255 か全収入の 10%のどちらか少ない金額

付加価値税(IVA)

- 全国統一 16%
- 2015 年度より、IMMEX、完成車メーカー特別保税倉庫、保税倉庫、特別保税倉庫等の一時輸入に課税、ただし、SAT の認定企業に指定されることにより免税
- ガム、ペット、ペット用食品に課税

製造・サービス特別税(IEPS)

- 砂糖が混入する飲料に対して、1 リッター1 ペソの課税
- 100g275k カロリー以上の高カロリー食品（主食を除く。特に菓子類）に 8%

連邦税法(CFF)

- 前年度の売上 1 億ペソ、資産 79 百万ペソ、従業員 300 人を越える企業に任意税務監査（売上高基準の引き上げ）、その他の企業には税務監査適用不可

使用料(Derecho)

- 鉱山会社に、営業利益の 7.5%の使用料徴収追加

企業単一税(IETU)、現金入金税(IDE)

- 廃止

後日、弊社税務専門家の報告書により、詳細な税制改革の情報を送付いたします。